**平成２５年（フ）第４８８号**
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目25番22号コーポ雅６号、前住所静岡県浜松市中区萩丘１丁目17番７号
破産者　小嶋　博司
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４９３号**
静岡県湖西市鷲津3407番地　Ｍ’ｓ谷上102、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区村櫛町3437番地の１
破産者　柴田三枝子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４９５号**
静岡県浜松市中区中島３丁目７番８号
破産者　大橋　　博
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第４９６号**
静岡県浜松市中区中島３丁目７番８号
破産者　大橋　洋子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第７７号**
兵庫県西脇市西脇86番地の12
破産者　宮崎　良子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第３２３号**
香川県高松市桜町１丁目１番15号　アルファ桜町403号、住民票上の住所香川県高松市松島町３丁目８番31号
破産者　中西　秀樹
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第８１号**
熊本県水俣市袋350番地63
破産者　吉野　博喜
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２５年（フ）第１２９号**
沖縄県沖縄市上地２丁目３番６号　由心ハイツ401号
破産者　仲里研一郎
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第１号**
さいたま市岩槻区大字飯塚1154番地３
破産者　大島　知之
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第４０６号**
さいたま市緑区原山１丁目17番９号
破産者　長島　清二
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１００６号**
埼玉県川口市芝３丁目１番24号　メゾン・ハッピーⅠ305号
破産者　菱沼　正敏
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１４０号**
埼玉県蓮田市西城１丁目77番地
破産者　八十　酬好
1　決定年月日　平成26年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第４４７号**
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目16番16―212号
破産者　大塚　秀晴
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４６０号**
埼玉県狭山市鵜ノ木16番51号　901
破産者　増田　直樹
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４６５号**
埼玉県狭山市大字水野1302番地の８　ミズノウエスト102、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字堀兼1851番地の31
破産者　大竹　民男
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４６６号**
埼玉県狭山市大字水野1302番地の８　ミズノウエスト102、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字堀兼1851番地の31
破産者　大竹　友和
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４８２号**
埼玉県坂戸市大字塚越1416番地30
破産者　石栗美恵子
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第５１０号**
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目３番406号
破産者　吉田　准子（旧姓松浦）
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３７２号**
北九州市八幡西区別当町30番９号、開始決定時の住所北九州市八幡西区鉄竜１丁目１番30―1106号
破産者　森元　　清
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部